

令和6年度（令和6年4月から令和7年3月まで）国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険(以下「国保」)は、みんなが安心して医療を受けられるように、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方等を対象とした医療保険制度です。

都道府県単位で運営しており、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を参考に見直しを行います。

被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 保険税の納税義務者

保険税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保以外の健康保険に加入されていても、世帯内に国保の被保険者がおられる場合は、世帯主が納税義務者となります。そのため、納税通知書は世帯主宛てにお送りします。

2. 令和6年度の税率

保険税の年間税額は、世帯ごとに、下表に基づき算定した、ア. 医療保険分、イ. 後期高齢者支援金等、ウ. 介護保険分【国保被保険者の介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が対象です。】の合算額です。

それぞれ、前年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、世帯に対する平等割額を計算し合算します。各項目には課税の上限（課税限度額）が設定されており、令和6年度は、地方税法等の改正に伴い後期高齢者支援金等が24万円（前年度22万円）に引き上げられました。

ア. 医療保険分		計 算 の 基 礎	前年度税率
① 所得割税率	6.5%	(前年中の総所得金額等(注1)－基礎控除額(注2)) × 0.065	6.5%
② 資産割税率	9.0%	令和6年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.09	14.5%
③ 均等割額	27,200円	被保険者数 × 1人当たりの金額(27,200円)(注4)	27,700円
④ 平等割額	20,100円	1世帯当たりの金額(20,100円)(注5)	20,800円
世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は65万円です。			課税限度額65万円
イ. 後期高齢者支援金等		計 算 の 基 礎	前年度税率
① 所得割税率	2.7%	(前年中の総所得金額等(注1)－基礎控除額(注2)) × 0.027	2.3%
② 資産割税率	3.0%	令和6年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.03	3.8%
③ 均等割額	11,300円	被保険者数 × 1人当たりの金額(11,300円)(注4)	9,900円
④ 平等割額	8,300円	1世帯当たりの金額(8,300円)(注5)	7,400円
世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は24万円です。			課税限度額22万円
ウ. 介護保険分		計 算 の 基 礎	前年度税率
① 所得割税率	2.1%	(前年中の総所得金額等(注1)－基礎控除額(注2)) × 0.021	1.9%
② 資産割税率	2.6%	令和6年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.026	3.7%
③ 均等割額	13,000円	被保険者数 × 1人当たりの金額(13,000円)	12,500円
④ 平等割額	6,700円	1世帯当たりの金額(6,700円)	6,600円
世帯の介護保険第2号被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は17万円です。			課税限度額17万円

(注1) 総所得金額等とは、給与所得、公的年金等に係る雑所得、純損失繰越控除後の営業所得・農業所得・不動産所得、その他の雑所得等の合計額で、扶養、社会保険料、生命保険料等の各種所得控除前の金額です。また、土地・建物等に係る特別控除後の譲渡所得額、株式等に係る譲渡所得額、山林所得金額等、退職所得以外の分離課税所得額も含まれます。(雑損失繰越控除は控除しません。)

※ 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)、又は特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由が11, 12, 21, 22, 31, 32, 23, 33, 34に該当される方)の国保税を算定する際は、前年中の給与所得をその30/100とみなして行います。軽減の期間は、離職日の翌日から翌年度末までとなります。なお、軽減を受ける場合には、申請が必要となりますので保険課までお問い合わせください。

(注2) 基礎控除額は合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円です。

(注3) 都市計画税は含まれません。共有物件等の場合は被保険者の持分割合分が含まれます。

(注4) 平成30年4月2日以降(未就学児)生まれの方については、医療保険分と後期高齢者支援金等の均等割額が2分の1減額されます。

(注5) 国保被保険者が後期高齢者医療保険に加入され、世帯内の国保被保険者がお一人となる場合には、その月から医療保険分と後期高齢者支援金等の平等割額が5年間は2分の1が減額され、その後の3年間は4分の1が減額されます。

(裏面もご覧ください。)

3. 保険税の減額

世帯主とその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(注6)について算定した軽減判定のための総所得金額等(注7)が次に該当する世帯は、保険税の均等割と平等割が減額される制度があります。

軽 減 さ れ る 世 帯	減額される金額
ア. 軽減判定のための総所得金額等が43万円 + (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の7割
イ. 軽減判定のための総所得金額等が43万円 + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の5割
ウ. 軽減判定のための総所得金額等が43万円 + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の2割

☆ 世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定のための総所得金額等に含まれます。

☆ 世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。

☆ 国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

(注6) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより、国保の被保険者の資格を喪失された方で、引き続き同じ世帯におられる方のことです。(世帯主に変更がない場合に限りです。)

(注7) 保険税の軽減判定のための総所得金額等

- ・昭和34年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については、年金所得から特別控除15万円を差し引いた金額
- ・専従者控除がある場合は、専従者控除前の金額(専従者給与所得は軽減判定の計算に含まれません。)
- ・土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額
- ・雑損失繰越控除がある場合は、雑損失繰越控除後の金額

(注8) 給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える、または、年金収入が昭和34年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については125万円、それ以外の方は60万円を超える場合、給与所得者等の人数に加算されます。

4. 納付の方法

●**普通徴収** 納付書(コンビニエンスストア、キャッシュレス決済サービスもご利用できます。)又は口座振替での納付となります。納める回数は9回(7月から翌年3月までの毎月)です。口座振替の申込用紙は、市内の各金融機関窓口にて備え付けています。また、収納課及び行政局住民福祉課の窓口で、キャッシュカードと暗証番号入力による口座振替申込ができます。(ただし、なぎさ信用漁業協同組合連合会を除く市指定金融機関等に限りです。また、生体認証カード、ICチップのみのカード、代理人カード等はお取り扱いできません。)

●**特別徴収** 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と国保税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については納付書又は口座振替による納付(普通徴収)となります。

※ 特別徴収から口座振替へ変更することができます。変更を希望される方は、保険課までお問い合わせください。お手続きに必要な書類をお送りいたします。なお、変更のお手続きが完了して年金からの天引きが中止されるまで3か月程度の期間が必要となりますのでご了承ください。

5. その他

☆ 保険税の賦課期日は4月1日です。賦課期日後に国保に加入された場合は、加入された日が賦課期日となります。保険税の軽減は、賦課期日現在の被保険者及び世帯主、特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額をもとに判定します。

☆ 保険税の年間税額は7月に通知します。年間税額は、4月(又は加入月)から翌年3月まで国保に加入された場合の金額となります。

☆ 他の健康保険制度に加入又は脱退された場合は、国保の脱退又は加入のお手続きが必要となります。

☆ 年度の途中で国保の資格を取得又は喪失された場合の保険税額は、異動のあった日を基準として月割計算した金額となります。異動のお手続きをされた翌月に再計算した年税額を通知します。

※ ただし、4月、5月にお手続きをされた方の令和6年度保険税額は7月に通知します。

☆ 令和6年度中に40歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月(誕生日が月の初日の方は前月)分からの月割計算となり、その翌月に介護保険分を加算し再計算した年税額を通知します。

※ ただし、4月、5月生まれの方につきましては7月に通知します。

☆ 令和6年度中に65歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月の前月(誕生日が月の初日の方は前々月)分までを月割計算し、その額を年9回の納期に分割しています。65歳からは介護保険第1号被保険者として別途『介護保険料』が賦課されます。

☆ 令和6年度中に75歳になられる方の保険税額は、誕生日の属する月の前月分までを月割計算しています。75歳からは後期高齢者医療保険の被保険者として別途『後期高齢者医療保険料』が賦課されます。

☆ 災害、病気等の特別な理由により保険税の納付が困難な場合には、徴収猶予や減免の制度がありますのでご相談ください。